

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	・仕様書の3.(2)「根拠条文の検討」で、類似する制度と比較する旨の記載があるが、既に貴省で把握している制度や重要と考えているもの等はあるか。どの程度の類似性が認められる場合に、調査の対象となるかの参考にしたいので教えていただきたい。	調査、検討をする上で当省で把握している制度や重要と考えているもの等は、表1「個人情報の検討課題案」の「根拠法令・条例(案)」に記載してあります。加えて、表1の検討課題の検討に必要な範囲において、個人情報保護や行政手続の観点から類似する制度及び法令(程度は問わない。)は調査対象となりえます。
2	・仕様書の3.(2)「根拠条文の検討」において、厚生労働省や自治体等と協議やヒアリングを行うことが想定される旨の記載があるが、実施する件数について想定していることはあるか。	業務仕様書に記載のとおり、厚生労働省や自治体等と協議やヒアリングを想定していますが、実施する件数について想定しているものではありません。表1の検討課題の検討に必要な範囲において実施します。
3	・仕様書の3.(3)「有識者ヒアリング会議の実施」において、有識者2名については環境省が選定する旨の記載があるが、既に決まっている場合、交通費の算定のために出発地を教えてください。可能か。	環境省が選定する有識者2名は、現時点では決定はしていません。他の有識者と同様に出発地は限定せず全国から参加するものとして交通費を算定してください。